朝鮮堂

文政

早稲田大学図書館
文書27
B 68

朝鮮

ここ嗚呼朝鮮

コレラ 全国

一十九年 大流行 十五萬四千餘人

二十三年 四萬六千餘人

三十八年 九月十五日 四萬四千五百九十人

十月廿四日 五萬六千四百三十人

九七 二万九千六百四十人

三萬九千八百十人

六七四 二十二日 六百

二十二日 六十二歳 九十三百

廿九年二月

朝鮮

二十八年十月廿八日早起朝鮮

井上公使

二十七年青青韓京駐劄ノ命ヲ拜シ即日廣島ヲ辭シ同月五日任地ニ着シ駐ルコト二百三十有

二十八年六月七日命ヲ以テ京城ヲ發シ同月日歸朝

月日	二十七年
六月六日	大鳥全權公使ハ重山艦ニ搭シ朝鮮ニ向フ
月日	
月日	
月日	
月日	
月日	
月日	
月日	
十月五日	井上全權公使韓京駐劄ノ命ヲ拜シ即日廣島大本營ヲ辭ス
十一月廿六日	朝鮮京城ニ着ス

二十八年

日月 井上公使就任後 大院君ノ排シテ政令歸一ノ方ヲ執リ閔妃外援導

四月 ニテ 愁眉ヲ開ントスルノ際ニ 朴泳孝入閣閔妃頗ル心苦シカリシ然レトモ

五月 日月 當時 形勢ハ到底朴泳孝ノ入閣ヲ抵抗能ハサレ反テ之ヲ利用スル方針ヲ取リ閔妃ハ朴泳孝ニ富内ノ金ヲ與ヘテ朴氏ノ力ニ依テ李埈容ヲ屠ル討シ大院君ヲ幽閉シ遂ニ金宏集ヲ斥ケテ殆ンド其枕敵ヲ剿絶スルニ至リタリ然レトモ朴氏 到底閔氏ト親和スル者ニアラズ

日月

日月

日月

日月

六月 七日 井上朝鮮公使京城ニ駐ル二百三十五日命ヲ以テ此日發京城歸途ニ上ル

日月

歸朝登電 二十六日

六月 三日 井上朝鮮公使朝鮮ヨリ歸朝

六月 三日 井上ノ麻布山田邸ヲ訪 新詩史一部ヲ贈ル

三日 京城昨三日發

三日 形勢一變シ朴泳孝ト王妃ノ間ハ疎隔成ル。安駙壽本日ヲ以テ罷免ヲ発出シタリ

故貴井伯五年祭青山ニ拜 新任宮内官吏ニハ閔黨ノモノ多

日月

日月

日月

六月 六日

六月 七日

七月二日	井上歸朝ノ後韓廷形勢變ニテ朴泳孝終ニ不軌罪ノ
三月	名ヲ蒙リ逃亡 此時黒雷多之助 一ハ退韓ノ後ヲ命ロリト
四日月	
五日月	
六日月	王妃殺害朴泳孝逃去ヒリ
七日月	昨夜王妃ハ内務大臣朴泳孝ヲ捕縛セントセリ由ヲ朴氏ハ難ヲ避テ仁川ニ逃走ス
八日月	
九日月	
七月十日	堀原周藏来ル朝鮮談アリ 各國ヲ保護ス事ヲ曰ハ 後藤如キ人朝鮮行
七月十日	

九月十六日マテ在韓六者	井上再渡朝鮮
七月二日	
七月三日	
七月四日	井上公使再ヒ朝鮮渡ル
七月十五日	勝ノ訪ヲ曰ク朝鮮ハ歸國ス
七月十六日	
七月十七日	
七月十八日	
七月十九日	
七月廿日	
七月廿日	

喜洙 金宏集 金允植 魚允中

臨機應變 安駉壽 俞吉濬 中立不偏 尹致昊 鄭秉夏

英語洙 李完用 李采淵 附和雷同 金嘉鎮 朴定陽

(明治廿八年七月九日)

日本號外

(明治廿五年三月二十二日遞信省認可)

七月九日

●朝鮮變亂續報

朝鮮に起りたる變亂は昨日の號外に朝の本紙を以て報せしが尚ほ其後諸方に達せし諸報を會萃すれば實に左の如し

朴泳孝糺治の勅

六日夜に入り韓王陛下には突然朴泳孝糺治の勅を發し之が逮捕を命せらる其に勅云く

朕朴泳孝庚申の事恕すべきもの或るを以て故さらに前罪を問はず特に恕容し之をして衷を效して自ら償はしむ然るに却て陰に不軌を圖り事已に發覺す方さに法部をして嚴に罪を糺さしむ而して元惡此に獲れば餘人は措て問はず以て寛洪の典を示す

事不意に出で中外目を側てたり

褫官免官停職

右の勅出で、即夜直ちに褫官免官停職を命せられたる者は左の如し

朴泳孝は褫官、李允用李圭完は免官、申應熙は停職

之と同時に忽ち内閣員其他内外要職の交迭沙汰は公示せらる

内閣及諸官の交迭

金宏集は特進官に任せられ俞吉濬は署理内部大臣となり安駉壽は警務使に任せられ洪圭完は訓練隊聯隊隊長となる

其他數多の任命ありて政府の要路は大抵閔黨にて占められたり

逮捕及鎮撫の部署

此夜(六日)十二時新任警務使安駉壽は朴泳孝の逮捕を承まはり巡撿二十餘名を率ゐて朴邸に向ひしに朴泳孝は早くも前知して其邸を立去りたり朴泳孝既に斯くの如くなれば朴の一派は皆城外に退きたり斯くて又一方には申箕善洪奎完をして王城護衛兵を把持し且つ訓練隊の暴發を押えしむ

朴泳孝の退去並追跡

朴泳孝は其邸を脫出して即夜(六日の夜)は或處に潛み翌曉仁川に走りたり

新政府は則ち訓練隊二小隊をして朴を仁川に追跡せしめたり

朴は便船次第日本に逃れんとす

内閣會議

七日午後内閣會議は開かれたり

法部大臣徐光範は出でず又我杉村代理公使も故ありて參内せず

警戒

我京城守備隊は非常警戒を爲し哨兵を各要所に配置せり

米國水兵は七日既に入京の途に上りたり

朴泳孝糺治の原因

朴泳孝陷擠の口實は種々ある可きも其第一に置かるゝものは壯士佐々木留藏なる者あり崔弘益と筆談の際戲に朴泳孝不軌を圖り王妃を廢し政權を握るの企を爲し我杉村代理公使に五十の兵を借らんと請ひしも聽かれざりしと書き示したるに崔は大に驚駭し之を持して直ちに王妃等に密告したりしより王妃等は之を執りて確たる證據なりと主張し終に糺治といふまでには至りしなりと

此顚末には必らず一の芝居あらん戲れといひ大に驚駭しといひ確たる證據なりといふ間には種々の野蠻的魂膽あることゝは察せらる

三放逐

大埠 小川寅 黑田 [illegible]

右二名の者は七日孰れも**京城在留禁止**を命せられ

右は同日**退韓**を命せらる

佐々木留藏

發行兼編輯人 高村乙麿 神田區雉子町三十二番地

印刷人 佐々木正綱

發行所 日本新聞社

○土耳
アルメニア
○呂宋
マニラ

地震文

一月三日 火曜日 會津地方に大地震あり 横濱市電車顛倒

二月四日 水曜日 横濱市電車顛倒

三月五日 木曜日 韓王林泳華ら縊死

四月六日 金曜日 韓國軍隊解散

五月七日 土曜日 韓國軍隊解散

六月八日 日曜日 韓國軍隊解散

七月九日 月曜日 內閣廢止

八月十日 火曜日 韓國軍隊解散

九月十一日 水曜日 韓國軍隊解散

十月十二日 木曜日 韓國軍隊解散

十一月十三日 金曜日 韓國軍隊解散

十二月十四日 土曜日 韓國軍隊解散

十二月十五日 日曜日 韓國軍隊解散

此犯罪 0000

七月廿一日	
七月廿二日	
七月廿三日	
七月廿四日	
七月廿五日	井上公使國王ヲ謁見 中外人皆目ヲ公使ニ注ク公使必ス快刀亂絲ヲ斷ツヤウニ差閊ヲ萬天動地ノ出來事ヲ生ズベシ然ルニ平靜 ○午後二時ヨリ九時 表ト何ホノ変革ナシ
七月廿六日	
七月廿七日	
七月廿八日	
七月廿九日	井上公使再度ノ謁見 御綫話五時間ノ長キ渉リ 傍觀者氣色ヲ 韓廷漸ク

山縣侯爵

八月一日	
八月二日	
八月三日	李載冕ヲ大院君ノ孫 李埈鎔特赦ノ名義 勅降ル 香港桐島 出ツ
八月四日	
八月五日	伊藤山縣兩大山依動 功臣授與ノ奏
八月六日	李埈鎔孔德里ヲ着
八月七日	
八月八日	
八月九日	
八月十日	金虎集ノ逮捕 朴泳孝ノ内務況想 憲度日產ヲ 安駙壽ノ軍務大臣ヲ 色々中ノ中樞院 李完用ノ外務使 ノ評アリ

八月十日　昨日李埈鎔特叙喬桐流十年罪

八月十一日

八月十二日　閣議ハ軍部大臣權在衡ハ同協辦　況相憲度支大臣奥先中ハ中樞院議長

八月十三日

八月十四日

八月十五日

八月十六日

八月十七日

八月十八日

八月十九日　朝鮮公使高永喜国書捧呈拜謁

八月廿日　三浦全權公使午後九時五十分新橋着車ニ乗ジ任地ニ向フ　井上伯夫人朝鮮国王王妃ヘ謁見話二時間

八月廿一日　金宏集任総理大臣朴定陽任内務大臣奥先中中枢院議長ニ任ス

八月廿二日　松方伯辭職進呈即夜九時五分新橋着伊藤侯ノ勢ニ向フ

八月廿三日　依願免本官大藏大臣伯爵松方正義

八月廿四日

八月廿五日

八月	八月 廿日	露国新任駐在朝鮮公使スベル兵、九月下旬聖彼得堡ヲ發東洋向							

九月 一日	三浦公使京城ヘ着								
九月 二日									
九月 三日	三浦公使国王謁見信任状ヲ呈シ井上公使ハ解任状ヲ呈セラル								
九月 四日	朝鮮ニ到ル大臣會ヲ								
九月 五日									
九月 六日									

井上伯午後一時参内謁見ヲ遂ケ告別ノ御挨拶ヲ申シ上ケ且施政上ノ事ニ関シ縷々奏上ス（井上伯帰館セリ。午後七時ヨリ三浦公使ノ催シニテ公使館ニ於テ晩餐ヲ開ク）公使館員顧問官陸軍人等百餘人参会ス

朝鮮大臣来リ井上ニ虎皮織物一対紅参園病花瓶等二十五函ヲ贈フ

朝鮮各部大臣午後一時ヨリ井上公使ニ興洞ノ料理店ニ招キ送別宴ヲ催ス

九月七日		
八月	清国公使裕庚ハ御国船ルポーン号ニテ上海ヲ発ス	
九月九日		
十月		
十一月	清国公使今夜十時中ノ戸着	
十二月		
十三月	清国公使汽車新橋着	
十四月	○井上謁見後伯爵ヲ能登上ノ事ニ関シ縷々奏上ス 晩餐ヲ奉シ帰館ス	
十五月	井上公使差回ノ岩倉国王贈物ヲ奉ス。此夜三浦公使迎賓ノ宴ヲ開ク 内百余人	
十六日	清国公使裕庚氏外務省ヘ出頭	○朝鮮大臣興洞ノ料理店ニテ井上ノ餞別ス

九月十七日	井上公使午後一時朝鮮公使館ヲ発シ仁川ニ下ル 守備隊ノ特別兵士南大門ヨリ見送ル	
九月十八日		
九月十九日		
九月二十日		
九月二十一日	井上公使正午発仁川	
九月二十二日	井上公使午前入木浦 暴風雨ノ為メ上陸 翌日午後再ビ木浦ヲ発ス	
九月二十三日	関泳駿突然仁川着 安駙寿ノ別墅ヲ投ス	関泳翊在芝罘
九月二十四日	関泳駿入京 警務使李少允用巡検一隊ヲ率テ来リ歓迎ス京城ハ外ニ至ルヤ謁ヲ乞フモノ如山	井伯釜山滞泊
九月二十五日	井上伯釜山滞泊	
九月二十六日	井上伯未明発釜山午後対州厳原ニ着ス	関泳駿春川府ニ家族ト共ニ在リ別

九月 三日 井上伯未明ニ馬関ニ着ス

九月 三日 朝、改服別携舊 井上伯午前八時馬関ヲ發ス

九月 六日 井上伯兵庫和田岬ニ着ス（馬関ヨリ藤田傳三郎氏ノ汽船ニ乗ス）

十月 七日 井上伯午前六時神戸ヲ出港 泊豊橋

十月 一日 井上伯午後四時五十三分品川着 内田山縣邸

十月 二日 朝鮮事務官趙秉鶴ノ書ヲ送ル

十月 三日 朝鮮国駐劄被免 特命全権公使ニ任ス 井上馨 職ニ在ル三百五十四日 任期ニ在ル三百八十五日

十月 四日 井上伯参内御前ニ伺候朝鮮事情ヲ上奏ス

十月 五日 謝恩大使李載純本邦ヘ出發セリ

十月 六日

十月 七日 井上馨九日仁川ニ着ス 午前七時三十分京城ヲ出發

十月 八日 朝鮮大院君訓練所ヲ巡視ス 三浦公使ノ時巡視ヲ中止ス 三浦公使ノ時巡視ヲ中止ス

十月 九日 首相ト會議 此日大山陸軍卿ト伊藤ト会議ス 外務省ニ於テ林董太郎 梅謙次郎 安藤健次郎 出張議決

十月 十日 小村外務大臣ト前十時新橋ヲ發ス 汽車

十月 十一日 露国海兵一小隊仁川ヨリ陸路京城ニ向ヒ進行ス 関白ノ饗ヲ受ケ 米国海軍将校モ月尾島ヨリ京城ニ向フ

十月 十二日 井上伯昨夕磯ヲ出テ陸路ヲ新ノ ○日本艦隊韓地ヲ引揚ル 帰朝途ニ上ル

十月 十三日 各国在京公使ハ会議ニ参集ス 三浦公使ハ會同セズト ○花房陸軍大将ハ緊急勅令ヲ朝鮮ニ無用ノ兵ヲ増ス 朝鮮ノ兵ハ金羅道ニ集合ス 朝鮮ノ兵ハ金羅道ニ集合ス

十月 十四日 朝鮮ノ兵ハ金羅道ニ集合ス 米国将軍トライー露国軍艦 ○王宮内陸軍ノ死傷ハ焼薬ナリ

十月 十五日 山縣監軍日光ヨリ帰ル 大磯ノ陸奥ヲ訪ヒ一泊 齋藤修一郎帰朝仁川ヨリ發ス

十月 十六日 山縣監軍大磯ヲ発シ西京ヲ向ヒ出発ス ○高橋秀臣公使ノ電報 ○露国軍艦二隻仁川ヲ発シ来着大沽ヲ向フ 金嘉鎮暗殺ノ説 仁川ヲ発シ来着大沽ヲ向フ

月日	
十月十七日	三浦公使歸朝ス命セラル 杉村書記官 小村書記官
十月十八日	国本邦ノ助 柴四朗外壮士三名歸朝ノ命セラル 我外交官及守備隊將校密謀発覚
十月十九日	日新聞韓廷ノ異変ヲ報ス ○山縣大將西来 昨夜来着セリ ○松方侯御見参ヲ賜ハル
十月二十日	国民新聞責任者 ○進藤宗徳 ○陸軍大臣 ○海軍大臣 ○内閣書記官長 ○内務大臣 ○外務大臣 ○内閣顧問

六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日
					伊藤首相始白川宮葬式	伊藤首相上奏卦 大磯 自由黨	朝鮮松方伯 黑田宅逢芳門		井上大使朝鮮皇帝謁			
							訪黑田逢樽本		樽本到黑田			

日

十九日	二十日	二十一日	二十二日	二十三日	二十四日	二十五日	二十六日	二十七日	二十八日	二十九日	三十日	三十一日
遼島昔島償金談判成	見松方伯此夕訪黑田直卦御影	松方着西京山縣茂西京	板垣歸自大磯		大山伯國際會	井上大使馬關安着 午後三時四十分	井上伯發馬關 午後六時	井上伯今夜神戸着	勝安芳訪黑田議長			
樽塩社大磯 我門前見松方 勝ヲ訪ヒシ	井上薮漢城 訪向島樽本宅		山縣還自西京			自由黨總理板垣退助檄文寄 訪黑田	新任駐韓臨國公使スペール氏到着東京		井上伯午後 古沢ト京都ニ微行			

日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月
土 四	土 三	二	土 一	世	卅	廿九	廿八	廿七	廿六
							朝鮮京城ヲ午前二時舊親衛隊暴動ス	蘇傳京都ニ到リ井上伯ト密議ス	井上伯一行京都ニ昨夜来着當地滞在ス松方伯ト面談セリ
							霧國使館潛伏セル零龍者ノ陰謀露顕セリ	井上伯ハ午後七時三分京都ヲ神戸行海路帰途ス	

日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月
土 五	六	土 七	八	九	十	土	土	十二	土 廿

昭和九年

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月
五	一	六	一	七	一	八	一	九	一	十	一	十一	一	十二	一	十三	一
露公使館ヒトロヴオー氏ハスペール朝鮮行ノ為メ別事黒田伯西園寺等ト会ス		伊藤総理帰京		外務省西園寺、會スペールヲ饗ス		露艦隊冬営ノ為メ膠州湾ヲ借ラントス		是日勝宅ニ入ル									
伊藤首相留守官舎閣議帝国議会ノ件												午前十時新任駐韓露国公使スペール氏、同夫人令嬢費横濱軍艦ナヒモフ號乗組波蘭右書記官ヒトロヴオー氏、同国司教ニコライ氏、川上参謀長、黒田伯爵夫人就帰ス						

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月
十四	一	十五	一	十六	一	十七	一	十八	一	十九	一	二十	一	二十一	一	二十二	一
李道徽林最洙ハ死刑		俞吉濬ハ内務大臣		安駟壽ハ笞一百禁錮三年		張博ハ法部大臣ニ任セラル		李載純ハ禁錮三年ノ宣告アリ									
建陽建元		断髪		朕先ツ髪ノ断ツ所存有象之礎ヲ		郵船会社長佐藤愛麿		工部大臣									
伊藤総理		今日大磯ニ赴ク		鶴楼ニ投ス													
二十九年																	

一日月	二日月	三日月	四日月	五日月	六日月	七日月	八日月	九日月	十日月
								衆議院上奏事敗ル	
						伊藤首相大磯ヨリ伊豆子卯ト帰ル			

一日月	二日月	三日月	四日月	五日月	六日月	七日月	八日月	九日月	十日月
						朝鮮暴徒蜂起			三浦子爵以下四十七名某殺ノ證憑不十分悉皆免訴
									検事ノ控告ヲ棄却セラル

一月 一日	
一月 三日	伊藤大磯行
一月 三日	三浦子爵午後三時半分新橋着帰京
一月 三日	伊藤首相午後一時大磯より永田町官邸へ帰る
月 日	
月 日	
月 日	
月 日	
月 日	
月 日	
月 日	

朝鮮大変　元年十月八日閔妃殺害ニ付騒乱

日 月 火 水	
二月 十日	露国水兵百名仁川より京城へ入る
二月 十一日	国王露国公使館へ避難し金宏集殺害
二月 十二日	韓地電信切断
二月 十三日	釜山電信午後零時半頃我兵来る
二月 十四日	北田書記官より黒田宅へ
二月 十五日	帝国議会開会
二月 十六日	
二月 十七日	伊藤首相黒田に、黒田松方に、伊集院松方に
二月 十八日	
二月 十九日	
二月 二十日	清国使館へ

政革党領袖金玉均ら日本公使館へ逃レ来ル

露国士官五名水兵百名大砲八門馬五十頭漢城ニ入ル
十日拂暁京城ニ入り王宮ニ侵入シ警衛隊ヲ撃破シ国王及ビ二三ノ大臣ヲ自国公使館ニ連レ行ケリ

月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
八月廿七日	八月廿八日								
午後二時ヨリ出發デツサ發電	李鴻章一行此日デツサ發電								
臨時軍	瀛船ロシヤ手ニテ午前九時デツサ着ス								
貴婦人モ多ク加ハル	四月ノウイーンヨリ經由聖								
郵重ノ歡迎ヲ受ケ	李ハ露國瀛船ニテ出								
	出發前夜劇場ニ於テ大ニ滿足ノ樣ニテ		府知事出迎市長賴包ト盟トシテ挨ノヘホルトイフトミテ特ニウフトムスキ公爵ヘテルホルツ	護衛兵ハ國旗ヲ掲ケ音樂ノ奏セ師團長歡迎					
				李ハ清帝ノ圖書ヲ贈遺品ヲ授スヘ一行ハ					

月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日

五

月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
		共 露國皇帝戴冠式							

月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日
六月八日 伊藤西郷桂三人吉野艦及式畫									
小村侯向東京 井上伯在興津									

九月三日	李鴻章横濱着ス
十月十日	西駐露公使帰朝
十一月十日	原敬特使帰朝
日月	
日月	
日月

日月	
日月	閔泳翊赴歐訓　義和宮
日月	
日月	
日月	
日月	
日月	
日月	
日月	
日月	

章則

八月 廿日	露國臨時代理公使ニキシドスヘロー氏朝鮮京城赴任ニ付特別過見
八月 日	午後五時新橋發車二十六日神戸出帆玄海丸ニテ赴任朝鮮ニ上ル
八月 日	駐箚公使ウエバー氏交替帰國九月十日頃ノ渡航
八月 日	「ウバー」氏ハ相談不相成ニ付帰ラリスヘロー氏ト朝鮮ノ交替ニ付新旧侍従武官ニテ伊東祐亨ノ招
八月 日	
九月 六日	京城午後特發○露國士官ハ一昨十六日業親衛隊ヨリ拔キ出ル兵士
九月 日	五百名ノ内四百名ノ訓練ヲ始メ殘リ百名ハ昨十七日侍衛隊ニ組
日月	入レタリ
日月	
日月	
日月	

京城発

十月一日　朝鮮京城大官更替事決ス

土曜日　露人アレキセーフ氏雇入ノ契約調印濟ス総裁顧問ヲ為リ且税関ヲモ経理スシ

名古屋発

十月六日　韓人趙義淵演習ヲ為リ名古屋ニ帰リ陪観中將校以下ノ厚遇ヲ感激セリ

十月　日　露公使スベーン慶雲宮ニテ謁見　露艦旅順ヨリ領事ヲ上奏其ノ兵力ヲ以テ

十月　日　韓國ノ保護ス場合ニアルベシト述ベ其他露佛獨三国間ノ関係　歐亞大勢又ハ

十月　日　清韓情勢及ビ露清銀行設立ノ旨ヲ上奏セリ

十月　日　英国東洋艦隊旗艦センチュリオン以下七隻今午後四時仁川入港巨文

京城発

十月　日　島ニ向フトノ説アリ

三十年

一月三日　聖役得堡ノ報アレキシエーフ氏ハ朝鮮ニ於テ露国ノ商業ヲ設進セシ

十月　日　又京城ニ於テ希臘正教會堂ヲ建設セントノ權能ヲ委任セラレタリ

十月　日

一月五日　英艦入港以来韓廷ノ趨勢變更露公使ノ潜勢力衰頽セリ

十月　日　韓皇ノ重器ヲ露館ニ移ス

十月　日　獨乙聘州事件後列國運動韓国ニ影響　趙秉式外務大臣兼法部大臣

十月　日　閣臣中ニ最有勢力ヲ而シテ露公使ト密着ス

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月

日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月
									三十二年

日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月

三十三年

月日	
一月 日	
二月 日	
三月 日	
四月 日	
五月 廿八日	榊榮鎮安駒壽今朝三時判事事斷ニ終ル深處ニ林公使權助昨夜外部大臣ヲ迫リ
月 日	國王ニ謁見ヲ乞モ只今後時回答ナシ午後尚ヲ林公使外部ヲ訪テ謁見ヲ迫ル
月 日	安駒壽ヲ以テ王妃弑逆ノ首魁ト為シ明廿七日午後四時ニ非常裁判
月 日	ヲ受ケ午前曹碎ケ夜ニ入リ遂ニ死セリ

伊藤統監と新大臣

五月三十日發　在京城　武田生

本日午前十一時より伊藤統監は李參政以下各新任大臣を其官邸に招く鶴原、古市、目賀田各長官、木内、岡、鍋島各總長、池田逓信管理局長、香阪法務院長、丸山警務顧問及古谷國分兩秘書官列席先づ李參政大臣より他の大臣一同を統監に紹介し之に續て統監より鶴原長官以下前記の諸氏を各大臣に紹介一應の挨拶を交換したる後統監は李參政大臣以下各大臣に對し頗る熱心なる語調を以て大要左の如き訓示を試みたり

○國務大臣の任務たる頗る重且つ大なるものなり自分は昨年着任以來誠意誠心を以て表裏陰陽なく日韓兩國の親睦及韓國の富强を圖るために盡瘁し今後も前内閣に對すると同樣の熱心と誠實とを以て責任重き諸君と協力し施設を進めんと欲するが故に自分は其考へを諸君に披瀝すべし

目下韓國の急務とする所は**施政**を**改善**し一面には教育を奬勵し韓國人民をして文明國の班に列せしむる方針と共に一面には**國力**を**涵養**して貧弱の現狀より韓國を脱出せしむるの方法を講ぜしむるにあり是れ即ち直接韓國のためのみならず亦た日本のため東洋のためとなり延いて全世界のために其施設を輕視す可らず諸君は此目的を達するために熱心に全力を傾注して實行すべし

自分は力の及ぶ限りを盡して世界の大勢及び東洋の形勢より打算して韓國のために常に諸般の事を圖り居れり隨つて韓國のみを眼中に置きて韓國のことを經營し居らず故に此際自分は自分の考察する所を直言して諸君に示すことあるべし

（中略）日本の韓國に對する政略を述ぶれば我明治六年征韓の論議政府内に唱へられしも自分等は强硬なる意見を持して之に反對したり其後三年を經て明治九年に至り兩國間修好條規の締結せられんとするや我廟堂には朝鮮を獨立せしむるや否やの議論又起りたるも歸する所獨立せしむるを是認して右條約を締結するに至れり而して日清戰爭を經て遂に朝鮮は明らかに支那と分離して愈獨立國となれり然るに其後韓國は專心一意獨立國たるの要素を修養することをなさずして或は左に仕へ或は右に附き遂に日本をして日露戰爭をなすの已むを得ざるに至らしめたり此の戰役の後に於て日本は**韓國**の**外交權**を管掌するに至りしが這は日本に取りては已むを得ざる處置なりし何となれば過去の歷史に徵するに依然として外交權を韓國に存し置かば韓國は何時までも各國の競爭場となるべければなり

日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月	日月

進んで現今の形勢を縷説せんに韓國人は切りに獨立云々を唱道するも國は自から立たずして他より之を立てんとするも立つ能はざるなり熱心に獨立の實を擧げんと欲せば相當に之を得るの道を講ぜざる可らず今日の如く韓國人徒らに無暴擧を敢てするに於ては或は恐る韓國人自ら韓國を亡ぼすに至るなきやを

自分は昨年赴任の際我 天皇陛下の大命を奉戴し誠意誠心日韓兩國のために圖ることを片時も忘れたるをなし自分の所信によれば韓國の富立なるものは

日本と誠實に親睦し其存亡を共にするにあり

と思ふ此方針に關し諸君に異議あらば宜しく吐露すべし又諸君に於て同感なるに於ては私心を去り協同一致以て韓國の將來に盡力せらるべし兄弟墻に鬩ぎて人の侮りを受くるが如きは自分の決して望まざる所なり自分は何處までも人を欺かざる以上又人の自分を欺くを甘受する能はず

持に此際諸君に注意すべきは第一悪觀的恐怖心なり人を拋

韓國の富源を開發するに勉め

（第二）官吏を採用するに偏頗なる心を用ひせず成るべく公平にして社會に有益なる

人物を選擇

とを勉めざる可らず云々

之に對し李參政大臣は閣僚を代表して其厚意を謝し有益なる訓諭は深く之を記憶して協心同力其指導の下に國務に盡すべきを述べ夫れより午餐の饗を受け午後二時退出したり、

日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月

三浦公使
田中新介
松村
堀口九萬一
仁尾惣四郎

總理大臣	米國派	朴泳孝
度支大臣	二月十日被殺	金宏集
外務大臣	二月被殺	魚允中
宮內大臣		金允植
內務大臣		李載冕
第二訓練隊長		金宇澈
內部大臣	湯伏不詳	閔泳駿
法部大臣		張博
	衛生局長金仁植、趙重應	金嘉鎮

閔泳煥 仁川
玄興澤、李範晋、李允用、
安駉壽、閔泳駿、李學均、
沈相薰

新內閣

總理 金炳始、內務 朴定陽
度支 尹用求、軍部 李完用
法部 趙秉冀、農工商部 —
學部 李完用、宮內 李載純

井上伯二月廿日ノ歸宅、廿日伊藤侯首相官邸ノ節朝鮮國地來始テノ閣議ヲ開キ、廿日山縣大將露西亞特使仰付命